

(改善命令)

第七十七条の六の十二 国土交通大臣は、登録消防講習実施機関が第七十七条の六の五の規定に違反しているとき、その登録消防講習実施機関に対し、登録消防講習事務の改善に関し必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

(登録の取消し等)

第七十七条の六の十三 国土交通大臣は、登録消防講習実施機関が次の各号のいずれかに該当するときは、第九号表第一号2(1)の登録を取り消し、又は期間を定めて登録消防講習事務に関する業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

一 第七十七条の六の三第二項第一号又は第三号に該当するに至つたとき。

二 第七十七条の六の六から第七十七条の六の八まで、第七十七条の六の九第一項又は次条の規定に違反したとき。

三 正当な理由がないのに第七十七条の六の九第二項各号の規定による請求を拒んだとき。

四 前二条の規定による命令に違反したとき。

五 不正の手段により第九号表第一号2(1)の登録を受けたとき。

(帳簿の記載等)

第七十七条の六の十四 登録消防講習実施機関は、次に掲げる事項を記載した帳簿を備え、これを登録消防講習の終了後二年間保存しなければならない。

一 登録消防講習の受講料の収納に関する事項

二 登録消防講習の受講の申請の受理に関する事項

三 登録消防講習の修了証明書の交付及び再交付に関する事項

四 その他登録消防講習の実施状況に関する事項

登録消防講習実施機関は、登録消防講習の受講申請書及びその添付書類を備え、登録消防講習の終了後二年間これを保存しなければならない。

(報告の徴収)

第七十七条の六の十五 国土交通大臣は、登録消防講習の実施のため必要限度において、登録消防講習実施機関に対し、登録消防講習事務又は経理の状況に関し報告させることができる。

(公示)

第七十七条の六の十六 国土交通大臣は、次の場合には、その旨を官報に公示しなければならない。

一 第九号表第二号2(1)の登録をしたとき。

二 第七十七条の六の六の規定による届出があつたとき。

三 第七十七条の六の八の規定による届出があつたとき。

四 第七十七条の六の十三の規定により第九号表第二号2(1)の登録を取り消し、又は業務の停止を命じたとき。

(学科講習の登録)

第七十七条の六の十七 第九号表第一号2(2)に規定する講習(以下この章において「登録学科講習」という。)の登録は、登録学科講習を行おうとする者の申請により行う。

第九号表第一号2(2)の登録を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を国土交通大臣に提出しなければならない。

一 登録を受けようとする者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名

二 登録を受けようとする者が登録学科講習の実施に関する事務(以下「登録学科講習事務」という。)を行おうとする事務所の名称及び所在地

三 登録を受けようとする者が登録学科講習事務を開始する日

前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

一 登録を受けようとする者が法人である場合には、次に掲げる事項を記載した書類

イ 定款又は寄付行為及び登記簿の謄本

ロ 役員の氏名、住所及び経歴を記載した書類

二 登録を受けようとする者が個人である場合には、その住民票の写し及び履歴書

三 講師の氏名及び経歴を記載した書類

四 講師が、次条第一項第三号に該当する者であることを証する書類

五 登録を受けようとする者が、次条第二項各号のいずれにも該当しない者であることを信じさせるに足る書類

(登録の要件等)

第七十七条の六の十八 国土交通大臣は、前条の規定による登録の申請が次に掲げる要件のすべてに適合しているときは、その登録をしなければならない。

一 次に掲げる科目について行われるものであること。

イ タンカーの構造、設備及び船内実務

ロ タンカーにおける火災及び爆発

ハ タンカーにおける火災に対する消火技術

ニ 引火性危険物質の物理的性質及び化学的性質

ホ 検知器具及び保護具の取扱方法

ヘ 災害防止対策

ト 海上汚染防止対策

チ 船員法その他船員の安全及び衛生に関する法令

二 前号に掲げる科目にあつては、第十二号表の上欄に掲げる講習科目の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる条件のいずれかに適合する者が講師として講習の業務に従事するものであること。

国土交通大臣は、前条の規定により登録の申請をした者が、次の各号のいずれかに該当するときは、その登録をしてはならない。

一 法第七十七条の三第一項の規定に違反し、罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から二年を経過しない者

二 第七十七条の六の二十一において準用する第七十七条の六の十三の規定により第九号表第一号2(2)の登録を取り消され、その取消しの日から二年を経過しない者

三 法人であつて、登録学科講習を行う役員のうち前二号のいずれかに該当する者があるもの

第九号表第一号2(2)の登録は、登録学科講習登録簿に次に掲げる事項を記載するものとする。

一 登録年月日及び登録番号

二 登録学科講習を行う者(以下「登録学科講習実施機関」という。)の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名

三 登録学科講習事務を行う事務所の名称及び所在地

四 登録学科講習事務を開始する日

(登録の更新)

第七十七条の六の十九 第九号表第一号2(2)の登録は、五年ごとにその更新を受けなければ、その期間の経過によつて、その効力を失う。

前二条の規定は、前項の登録の更新について準用する。

(登録学科講習事務の実施に係る義務)

第七十七条の六の二十 登録学科講習実施機関は、公正に、かつ、第七十七条の六の十八第一号に掲げる要件及び次に掲げる基準に適合する方法により登録学科講習事務を行わなければならない。

一 講習は、講義により行われるものであること。

二 講習は、次の表の上欄に掲げる科目に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる時間以上行つこと。